

原子力安全・保安院におけるクリアランス制度の検討状況について

平成16年8月10日
原子力安全・保安院
放射性廃棄物規制課

1. はじめに

平成13年10月に日本原子力発電㈱東海発電所の原子炉解体届が提出され、平成18年度からは第二期工事に移行することが予定されている。今後、解体工事の本格化に伴い、「放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物」を安全かつ適切に処分するための制度整備が必要となっている。

人の健康へのリスクが無視できることから「放射性物質として扱う必要のないもの」として放射線防護に係る規制の体系から外す、いわゆる「クリアランス」については、これまで原子力安全委員会において「主な原子炉施設におけるクリアランスレベルについて（平成11年3月）」、「原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について（平成13年7月）」等において、クリアランスレベル及び検認の基本的考え方が示されてきている。

クリアランスの制度化により、原子力の開発利用に伴い発生する廃棄物等の処理処分及び再生利用等を安全かつ合理的に扱うことが可能となることから、原子力安全・保安院においては、これらの報告書を踏まえ、クリアランスレベル検認の制度化について、現在所要の法整備を含めた検討を行っている。

2. 原子力安全・保安院における検討状況等

(1) 原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会等における検討

○平成15年11月20日

第7回原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会（以下「小委員会」という。）開催

○平成15年12月～平成16年4月

低レベル放射性廃棄物等安全ワーキンググループ（以下「WG」という。）
を6回開催し、検認の技術的事項を中心に審議

○平成16年4月20日

第8回小委員会を開催し、WGの検討結果を報告

○平成16年6月4日

第11回小委員会を開催し、報告書(案)とりまとめ

○平成16年6月9日～7月8日

報告書(案)に対するパブリックコメントの募集（期間内に59件の意見）

(2) 原子力安全・保安院主催による説明会等の開催

クリアランス制度について理解を深めていただくため、説明会等を開催又は開催予定。

○ 7月1日、原子力安全・保安院において、原子力施設が所在する自治体担当者を対象に説明会を開催（本説明会はプレス関係者にも公開）。

○ 8月18日東京（赤坂区民センター）、9月2日大阪（（財）大阪科学技術センター）においてシンポジウムを開催予定。

(3) 今後の予定

説明会等が終了した段階で廃棄物安全小委員会を開催し、説明会等で寄せられた意見の対応について検討し、報告書をとりまとめ。その結果を踏まえ、来年の通常国会へ法案提出を予定。

3. 報告書(案)の概要

○ クリアランス制度

- ・クリアランスの考え方、意義 等

○ クリアランスレベル検認制度

- ・クリアランスレベル検認における国と事業者の役割
- ・クリアランスレベル設定等の考え方
- ・規制当局による確認
- ・民間規格の活用

○ クリアランスレベル検認方法等の技術的要件

- ・クリアランスレベル検認の対象物
- ・クリアランスレベル検認の基準
- ・放射性核種濃度の決定の方法
- ・保管・管理、記録、品質保証活動
- ・放射性廃棄物でない廃棄物の扱い

○ クリアランスレベル検認制度の運用に当たっての留意事項

- ・クリアランス制度の理解促進
- ・処分量の低減と再生利用等の促進
- ・クリアランスされた物の取扱い